

電源Ⅱ 〃 低速需給バランス調整力の提供に
関する契約書
(ひな型)

平成30年〇月〇日

〇〇株式会社
東京電力パワーグリッド株式会社

電源Ⅱ´低速需給バランス調整力の提供に関する契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）とは、平成29年10月2日に乙が公表した「平成29年度電源Ⅱ´低速需給バランス調整力募集要綱」（以下「募集要綱」という。）を承諾のうえ、甲が乙の供給区域における経済的・効率的な需給運用に資する需給バランス調整等のための電源Ⅱ´低速需給バランス調整力を乙に提供することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

（電源Ⅱ´低速需給バランス調整力）

第1条 甲は、乙が乙の供給区域における経済的・効率的な需給運用に資する需給バランス調整等を実施するため、別紙1（契約設備等一覧表）の発電設備（揚水発電所における揚水設備を含む。）または負荷設備（以下「契約設備等」という。）を用いて、乙に対して電源Ⅱ´低速需給バランス調整力を提供するものとする。なお、この場合、契約設備等は、乙の託送供給等約款（以下「約款」という。）15（供給および契約の単位）（4）に規定する調整電源もしくは（5）に規定する「調整負荷」に、また、契約設備等のうち可変速揚水発電設備については、約款附則5（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（3）に規定する「当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備」に、それぞれ該当するものとする。

2 本契約において電源Ⅱ´低速需給バランス調整力の提供とは、甲が乙の指令に従い、契約設備等について以下の運転を行なうことをいう。

（1） 起動および停止

契約設備等の起動（起動後、乙の電力系統に並列するまでを指し、揚水起動を含む。）または停止を行なうこと。

（2） 出力の増減

契約設備等の出力を募集要綱に規定する需給バランス調整機能等を使用し、発電または需要抑制等を実施することにより増減させる。

（3） 揚水運転

下池から上池へ水を汲み上げる機能（以下「揚水運転機能」という。）を有する契約設備等について、乙の電力系統に並列し、原則としてポンプ水車の空転状態（以下「揚水待機」とい

う。)を経て、水の汲み上げを行なうこと。

(4) 調相運転

揚水待機の状態において力率調整を行なうことにより無効電力調整が可能な機能(以下「調相運転機能」という。)を有する電源について、乙の指令により無効電力を供給または吸収すること。

(契約設備等の設定単位)

第2条 契約設備等は、原則として発電機単位もしくは別紙1の契約設備等を集約する事業者(アグリゲータ)単位で設定するものとする。

(発電計画等の提出)

第3条 甲は、契約設備等ごとに当該調整電源のバランシンググループの発電計画値および揚水式発電所における揚水設備については当該揚水設備のバランシンググループの需要計画値(以下総称して「BG計画値」という。)を電力広域的運営推進機関を通じて乙に提出するものとする。なお、提出するBG計画値は、設備および仕様等の実態に則したものである。

2 甲は、負荷設備を活用して調整力の提供を行なう場合、契約設備等ごとにその需要場所における需要者の電気の使用の抑制または増加がなかった場合に想定される電力使用量(以下「調整力ベースライン」という。)を乙に提出するものとする。なお、調整力ベースラインの設定方法は、あらかじめ甲乙協議するものとする。

3 甲は、乙が必要と認める場合、乙の要請にもとづき発電計画値、発電可能電力、発電可能電力量およびその他の運用制約等を乙に直接提出するものとする。

(送電上の責任分界点)

第4条 送電上の責任分界点は、契約設備等ごとに別紙1のとおりとする。

(財産分界点および管理補修)

第5条 財産分界点は、契約設備等ごとに別紙1に定めるものとし、この分界点より甲側(契約設備等側)については甲が、乙側については乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし、財産分界点より甲側または乙側において、設備所有者が異なる場合、管理補修の責任は設備所

有者が負うものとする。

(定格出力，受電地点，電圧，力率，電気方式および周波数)

第6条 契約設備等の定格出力，受電地点，電圧，力率，電気方式および周波数は別紙1のとおりとする。

(設備要件)

第7条 甲は，契約設備等について，募集要綱に記載の設備要件を原則として満たすものとする。

(需給運用への参加)

第8条 乙は，電源Ⅱ' 低速需給バランス調整力の提供を必要とする時間の1時間前に，甲に対し，電源Ⅱ' 低速需給バランス調整力の提供を求めることができるものとし，甲は，乙の指令に応諾可能な場合は，この指令に応諾し，これに応じるものとする。

2 前項に係らず，乙が電源Ⅱ' 低速需給バランス調整力を必要とする場合，乙は甲に対してゲートクローズ前でも，第3条にもとづき甲が提出する発電可能電力等の範囲で電源Ⅱ' 低速需給バランス調整力の提供を求めることができるものとし，甲は，可能な限りこれに応じるものとする。なお，この場合，約款にもとづく甲のバルンシンググループの計画値に制約を及ぼさないものとする。

3 乙の電力系統において契約設備等に係る制約が生じ，契約設備等の出力抑制または増加が必要となった場合は，乙は速やかに甲に制約の内容について連絡するとともに，甲はBG計画値を速やかに制約に応じたものに変更するものとし，乙はこれに必要な協力をするものとする。

(運用要件)

第9条 甲は，契約設備等について次の各号の運用要件を満たすものとする。

- (1) 甲は，契約設備等に不具合が生じた場合，速やかに乙に連絡のうえ，遅滞なく復旧できるよう努めること。
- (2) 甲は，契約設備等の不具合が解消した場合，速やかに乙に連絡すること。
- (3) 甲は，契約設備等を所有する発電事業者または需要者に，本契約に定める事項，募集要綱，約款，系統運用ルール，電力広域的運営推進機関の業務規定および送配電等業務指針のほか，本契約

に付帯して交換する申合書等（総称して以下「本契約等」という。）を遵守させること。

（電力量の計量）

第10条 契約設備等から受電する電力量（発電設備の場合は受電電力量，負荷設備を用いたもの場合は使用電力量，総称して以下「実績電力量」という。）は，原則として契約設備等ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，30分単位で計量するものとする。ただし，契約設備等ごとに計量することができない場合の実績電力量は，別途甲乙の協議により定めるものとする。

2 計量器の故障等により，電力量を正しく計量できない場合は，その都度甲乙協議のうえ，別途電力量を決定するものとし，これを実績電力量として取り扱うものとする。

（計量器等の取付け）

第11条 電源Ⅱ' 低速需給バランス調整力の提供に係る料金の算定上必要な記録型計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）

（以下総称して「計量器等」という。）は，原則として，乙が選定し，乙の所有として，乙が取り付けるものとする。ただし，約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器で代替可能な場合は，当該計量器で代替するものとし，本契約にもとづき，あらためて計量器等を取り付けることはしないものとする。

（以下は契約設備等が発電設備の場合のみ）

2 乙は，前項に係る工事に要する費用の全額を工事負担金として甲から申し受けるものとする。

3 法令等により，本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置ならびに区分装置を取り替える場合は，甲が低圧で受電する場合を除き，甲は実費を乙に支払うものとする。

（通信設備等の施設）

第12条 契約設備等に対する乙の指令の受信および契約設備等の現在出力等の乙への伝送等に必要な通信設備および伝送装置は，次のとおり施設するものとする。

（1） 専用線オンライン指令の場合

イ 契約設備等構内の通信装置，出力制御装置等

甲が選定し，甲の所有として，甲が取り付けるものとする。
また，その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

ロ 契約設備等から最寄りの変電所，通信事業所までの間の通信線等

乙が選定し，乙の所有として，乙が取り付けるものとする。
また，その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

ハ 上記イおよびロ以外の通信線等

乙が選定し，乙の所有として，乙が取り付けるものとする。また，その工事に要する費用は乙が負担するものとする。ただし，保安通信電話や転送遮断装置等，発電機等連系に必要な装置の情報伝送において，伝送路を専有している場合はこの限りでない。

(2) 簡易指令システムを用いたオンライン指令の場合

イ 契約設備等で使用する受信装置 (VEN)

甲が選定し，甲の所有として，甲が取り付けるものとする。また，その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

ロ 簡易指令システムから受信装置 (VEN) までの間の通信回線等

乙が指定する通信回線および認証・暗号化等について，甲の負担で契約を行うものとする。

(調整電力量の算定)

第13条 調整電力量は，契約設備等ごとに次のとおり算定するものとする。

- (1) 契約設備等が発電設備の場合は，第10条で算定した30分ごとの実績電力量からゲートクローズ時点における30分ごとのBG計画値を減じた値とする。ただし，BG計画値の設定がない場合の調整電力量は，第10条で算定した30分ごとの実績電力量とする。
- (2) 契約設備等が負荷設備の場合は，ゲートクローズ時点における30分ごとの調整力ベースラインから第10条で算定した30分ごとの実績電力量を減じ， $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じた値とする。なお，損失率は約款にもとづくものとする。
- (3) (1) および (2) において，受電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なうときは，甲乙別途協議により定めた方法により，計量した実績電力量を受電端に補正したうえで，調整電力量の算定を行なうものとする。

- 2 前項の調整電力量については、以下の区分で算定する。
 - (1) 上げ調整電力量
調整電力量が正の場合の電力量
 - (2) 下げ調整電力量
調整電力量が負の場合の電力量
- 3 前項により算定された調整電力量については、原則として翌月〇日までに、乙から甲へ通知するものとする。

(料金の算定)

第14条 料金は本条各号の合計金額に第25条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。なお、各号の金額の単位は1円とし、料金算定過程における端数処理は行なわず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てを行なうものとする。

(1) 電力量料金

イ 上げ調整および下げ調整に応じていただける場合

契約設備等ごとに前条により算定された「上げ調整電力量」「下げ調整電力量」に、次条において定めた申出単価を乗じて算定された費用の料金算定期間の合計金額とする。

ロ 上げ調整のみに応じていただける場合

契約設備等ごとに前条により算定された「上げ調整電力量」に、次条において定めた申出単価を乗じて算定された費用と、「下げ調整電力量」に当該コマのインバランス単価（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき当社が算定し、公表するもの。）を乗じて算定された費用の料金算定期間の合計金額とする。

ハ 下げ調整のみに応じていただける場合

契約設備等ごとに前条により算定された「下げ調整電力量」に、次条において定めた申出単価を乗じて算定された費用の料金算定期間の合計金額とする。（なお、「上げ調整電力量」については精算いたしません。）

(2) 揚水運転費

契約設備等ごとに揚水運転を行なうために要した電力・電力量に応じ、約款にもとづき甲が負担する接続送電サービスに対応する料金（消費税等相当額を除くものとする。）に相当する額の料金算定期間の合計額とする。ただし、甲の揚水計画値が

その月の揚水実績値を超過している場合は、超過分に対し約款にもとづいた料金算定を行ない、甲から乙へその料金を支払うものとする。

(3) 調相運転費

契約設備等ごとに調相運転および揚水待機を行なったことにより増加した所内電力量相当分（以下「所内電力量増加分」という。）等の応分費用に相当する額の料金算定期間の合計金額（第25条にて定める事業税相当額を含む金額とする。）とする。なお、所内電力量増加分等は甲の責任において算定することとし、その値を乙に通知するものとする。

(電力量料金および起動費に係る単価の提出)

第15条 前条第1項の(1)について、甲は乙に対し、乙が定める様式により、契約設備等ごとに土曜日から翌週金曜日（以下「適用期間」という。）までの以下の申出単価および申出単価の算定基準となる火力発電機の熱消費量特性曲線より求めた定数（契約設備等が火力発電機の場合に限る。）を原則として毎週火曜日、12時（当該日が休祝日の場合はその直前の営業日。）までに提出するものとする。ただし、申出単価に変更が生じない場合の提出は、その旨連絡のうえ提出は不要とする。

なお、各申出単価については、コストを踏まえた設定とするものとし、乙は甲に対し申出単価の算定根拠を求めることができるものとする。

V1：上げ調整電力量に適用する単価（円/キロワット時）

V2：下げ調整電力量に適用する単価（円/キロワット時）

各申出単価については、第25条で定める事業税相当額を加算した金額とする。また、V1, V2は銭単位で申告するものとする。

2 甲の特別な事情等により、適用期間の途中で申出単価を変更する必要がある場合は、甲は速やかにその旨を乙に連絡し、甲乙協議のうえ、申出単価の変更を行なうことができるものとする。ただし、乙の承諾を得た場合を除き、適用した申出単価を過去に遡り修正することは、できないものとする。

(料金の算定期間)

第16条 甲または乙が相手方に支払う料金の算定期間は、毎月1日から当該末日までの期間とする。

(料金等の支払い)

第17条 第14条により算定した料金については、甲または乙は原則として、翌月第○営業日までに相手方に請求し、当該相手方は同月末日（末日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までにその相手方に支払うものとする。ただし、請求日が翌々月第○営業日より遅延した場合は、その遅延した日数に応じ支払期日を延伸するものとする。

2 前項の支払いが、支払期限までに行なわれなかった場合、支払期日の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方は支払うものとする。

3 第14条第1項の各号にて算定した各金額が不相当と認められる場合は、各金額の再算定を行なうものとする。再算定の結果、適切な金額と既精算金額との間に差額が発生した場合は、別途、精算するものとする。

（契約期間および契約の有効期間）

第18条 本契約にもとづく甲から乙への調整力の提供期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で契約が継続されるものとする。

2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

（合意による解約）

第19条 甲乙いずれか一方がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

（契約の解除）

第20条 甲または乙が、本契約に定める規定を遵守することを著しく怠った場合、甲または乙はその相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約に定める規定を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反しその履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、意図的な契約不履行が認められた場合または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- (2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- (3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(解約または解除に伴う補償)

第21条 本契約の解約または解除において、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第22条 甲または乙が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第23条 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知または催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（甲または乙が電気需給

契約にもとづき電気を供給する場合を除く。)

- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行なった場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為
- 2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第24条 甲または乙が、本契約に伴い、相手方もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害を与えた場合、甲または乙はその賠償の責を負うものとする。

(消費税等相当額および事業税相当額)

第25条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。また、本契約において事業税相当額とは、地方税法の規定により課される事業税に相当する金額をいう。

(単位および端数処理)

第26条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てを行なうものとする。ただし、前条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額、消費税等相当額および事業税相当額の単位は1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

2 電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

(運用細目)

第27条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で協議のうえ定め

るものとする。

(合意管轄および準拠法)

第28条 本契約に関する訴訟については，東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

2 本契約は，すべて日本法に従って解釈され，法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第29条 甲および乙は，本契約の内容について，第三者に対して開示しないものとする。ただし，事前の承諾を得た場合，または電気事業法およびその他関係法令にもとづく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合は，この限りでない。

2 本条に定める規定は，本契約終了後も存続するものとする。

(協議事項)

第30条 本契約に定めのない事項については，本契約等によるものとする。

2 本契約等により難い特別な事項については，その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上，契約締結の証として，本書2通を作成し，記名押印のうえ甲乙各その1通を保有する。

平成30年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町一丁目1番1号
甲 〇 〇 株 式 会 社
〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎則

別紙 1. 契約設備等一覧表（発電設備）

事業者名	契約設備等	所在地	号機	定格出力 (kW)	電圧 (kV)	力率 (%)	電気方式	周波数 (Hz)	受電地点（送電上の責任分界点・財産分界点）
□□発電株式会社	××発電所	○○県○○市××	1号機	○○	275	90	交流三相3線式	50	××線(1, 2号)引込OFケーブルのケーブルヘッド送電線側接続点
			2号機	○○	275	90	交流三相3線式	50	
			3号機	○○	275	90	交流三相3線式	50	
			4号機	○○	275	90	交流三相3線式	50	
	○○○発電所	○○県□□市○○	1号機	○○	500	90	交流三相3線式	50	□□□線引込鉄構における、□□□線架線と□□□開閉所引込用ジャンパー線の接続点
			2号機	○○	500	90	交流三相3線式	50	
			3号機	○○	500	90	交流三相3線式	50	
	□□発電所	○○県□□村大字○○	1号機	○○	500	90	交流三相3線式	50	□□発電所鉄構の電線路引留がい子取付点及び開閉器設備(G I S)の電路側端子
			2号機	○○	500	90	交流三相3線式	50	

